

別紙3（第1の3関係）

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業実施要領

第1 事業の内容

本事業は、「農林水産省地球温暖化対策計画」において、畜産分野において温室効果ガス排出削減のための取組の推進が掲げられている中、温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための取組を支援することにより、持続的な畜産物生産体制の構築を図る。

事業内容は、次のとおりとし、補助対象経費及び補助対象基準並びに補助率については、別表1のとおりとする。

第3の取組主体が行う温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物の管理方法の変更のための施設等の整備又は補改修、若しくはリース導入等に必要な費用の一部について補助する。

第2 事業実施主体

1 事業実施主体は、地域の関係者が連携し一体となって本事業目的を達成するため、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会であって、当該協議会の規約が次の（1）から（5）までの事項を全て満たしているものとする。

- （1）目的は、本事業の趣旨に沿った内容であること。
- （2）代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。
- （3）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

- （4）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
- （5）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

2 共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者を事業実施主体とすることができまするものとする。この場合の設置者は、第3の1の（2）から（11）までに掲げる者とし、また、第3の2の要件を満たすこと。

3 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限る。

第3 取組主体

1 本事業の取組主体は、協議会の構成員である次の（1）から（11）までのいずれかの者とする。

- (1) 畜産を営む者
- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (4) 株式会社又は持分会社
- (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。）
- (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（寄附行為又は定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (9) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
- (10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (11) 地方公共団体

2 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践すること。
- (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
- (3) 将来にわたり、安定的な経営継続が見込まれること。
- (4) 資源循環型社会の形成や、大気、水質等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際し、関連する環境法令を遵守していること。
- (5) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく登録又は届出及び表示等を適正に行っていること。
- (6) 家畜排せつ物から生産した堆肥等を自家農場での適正利用や他者へ販売・譲渡等を行うことにより、肥料資源等としての適切な利用を行うこと。
- (7) 配合飼料を購入している場合は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約」（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、事業実施年度の前年度に契約を締結していない者、自給飼料への転換等の合理的な理由がある者及び不特定の者が受益する取組を行う者については、この限りではない。

第4 施設等の貸付け及びリース導入

1 本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

(1) 施設等の貸付けは、第3の1の(2)から(4)まで又は(6)から(11)までのいずれかに該当する取組主体が、第3の1の(1)から(5)までのいずれか又は(10)に該当する者（以下「借受者」という。）に貸し付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付けに係る要件

ア (1)により貸付けを行う者（以下「貸付主体」という。）が借受者に本事業により整備又は補改修した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等は、貸付主体が自ら導入した機械、整備又は補改修した施設等、若しくは離農者等から買入れ補改修した施設等であって、借受者に貸し付け、若しくは一定期間（原則として5年以内）貸し付けた後に借受者に売り渡すことを予定しているものであること。

イ 貸付主体が本事業により導入した機械、整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付けるときには、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること。

ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること。

2 リース導入する施設又は機械（以下「リース物件」という。）は、第6の事業実施基準のとおりとし、かつ、次の要件を満たすこと。

(1) リース物件の本体価格は、50万円以上であること。

(2) リース期間は、1年から法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以内、中古機械の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）（以下、「残存期間」という。）以内とし、中途解約はできないものとする。また、リース期間終了後の所有権は、貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定した上で、借受者に移転すること。

なお、リース期間が法定耐用年数又は残存期間未満である場合は、借受者に所有権が移転された後、所有者が財産管理台帳を整備し、これを保管すること。

(3) 事業実施主体又は取組主体は、リース事業者にリース物件を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で決定すること。なお、補助対象経費、補助対象基準、基準事業費、事務手続等は、別表1及び別添3に準ずること。

(4) 事業実施主体又は取組主体とリース事業者の契約は、リース料総額から、リース物件に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）を差し引いた額によりリース料を支払うこと。

なお、リース事業者は、契約書にリース物件の取得価格とリース料補助額を明記すること。

(5) リース料補助額は、次の算式によるものとし、リース事業者が設定するリース料のうち、リース物件本体価格以外に係る費用（手数料、固定資産税等、保険料等）については、補助の対象としない。

$$\text{リース料補助額} = \text{リース物件価格 (税抜)} \times 1/2$$

(6) 事業実施主体は、借受証を実績報告書に添付するものとする。

第5 事業の成果目標及び目標年度

本事業の成果目標及び目標年度は次のとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、目標年度において、取組主体における家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガス（以下、GHGという。）排出量の20%以上の低減とする。なお温室効果ガス排出量の算出方法は別添1に従う。

2 目標年度

目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第6 事業の実施基準

1 次の取組及び費用等は、補助対象としない（別表1に定める場合を除く。）。

(1) 取組主体が、自己資金又は他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了している取組（第7の1の(1)の複数年度にわたる事業実施計画書に基づく取組を除く。）

(2) 既存施設、機械の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新

(3) 本事業以外に使用可能な汎用性のある運搬車両等の導入

(4) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費。

(5) 取組主体が畜産を営む者であって、生産した堆肥等を利用することに対し、国その他の事業から補助金の交付を受けている又は受けける予定である場合。

(6) 施設の附帯設備のみの整備又は補改修

(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）又は電力市場と連動した買取制度（以下「FIP制度」という。）を活用して売電するための発電に要する施設の整備又は補改修

(8) 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費

(9) 国が補助する他の事業と重複する経費

2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備又は補改修を行う施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19

日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知) によるものとする。

3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が 5 年以上、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であることとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

4 本事業により補改修を行う施設は、補改修後の耐用年数が 5 年以上、かつ、内部設備の耐用年数以上であることとする。この場合、既存施設の法定耐用年数や残存期間、残存価格等が把握できる資料に加え、施設の老朽度合い等を調査し、施設の利用管理を継続して行う上で必要となる補改修の内容が分かる評価書等を事業計画書に添付すること。

なお、補助事業等により取得した財産の補改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知) により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

5 本事業により導入する機械や設備は、原則として、新品とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合には、中古品(残存期間が 3 年以上であるもの)も対象とすることができるとしている。また、導入する機械の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な機械を選定するものとする。

なお、導入する機械の購入先の選定に当たっては、当該機械の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は、三者以上の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。事業実施計画書の作成段階においては、複数の業者(原則二者以上)から見積りを提出させること等により、実勢価格から乖離しないよう補助対象経費を算定するとともに、事業実施計画書に複数の業者からの見積り結果等を添付すること。

6 本事業により導入する機械及び整備又は補改修を行う施設は、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)、動産総合保険等(盗難補償及び天災等に対する保証を必須とする。)に確実に加入するものとする。

7 本事業により整備する施設等は、資源循環型社会の形成に資するとともに、周辺住民からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えていること、当該施設を利用する経営体から発生する家畜排せつ物を適正に処理し得る能力及び規模のものを選定し、事業実施主体内で十分協議すること。また、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況や、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置にも十分に配慮すること。

8 本事業により整備する施設等と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施

設を含めて成果目標を達成することとする。

なお、廃棄設備等を売却する場合、売却で得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除すること。

9 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

10 事業実施主体が自社製品の調達を行う場合、事業実施主体の利益等相当分を補助することは、補助の目的上ふさわしくないため、原価（自社製品の製造原価等）をもって補助対象経費を計上するものとする。なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。

11 施設等の整備に当たっては、原則として別表1の補助率に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とができるものとする。

なお、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ、最小限となるよう留意するものとする。

12 補助事業により施設整備、機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該施設等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

第7 事業の実施等

交付等要綱第6の農産局長等（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 事業の申請等

（1）事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成するものとする。

なお、工程上単年度での事業完了が不可能である場合に限り、複数年度にわたる事業実施計画書を作成できるものとする。ただし、交付等要綱第11の交付決定に当たっては、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

（2）事業実施主体又は取組主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号大臣官房環境バイオマス政策課長通知）で定める「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された全ての項目について、事業実施年度における対応を基にチェックを行い、事業実施計画書に添付すること。

なお、事業実施主体は、取組主体から提出されたチェックシートについて、全ての項目にチェックがされていることを確認すること。

また、事業実施主体又は取組主体は、実績報告の際に、チェックシートに記載され

た環境負荷低減の各取り組みについて、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、実績報告書に添付すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(3) 事業実施主体は、都道府県知事が別に定める交付申請書に事業実施計画書を添付し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合にあっては、市町村長を経由して都道府県知事に提出することができるものとする。

なお、リースで施設等を導入する場合は、交付申請時にリース計画書・個票（別記様式第2号）を事業実施計画書に添付すること。

(4) 都道府県知事は、(3)により提出された交付申請書について、事業の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画総括表（別記様式第3号）を作成し、交付等要綱第9第1項に定める交付申請書に添付し、交付等要綱別表で定める交付決定者に提出するものとする。また、都道府県知事は、地方農政局長等の求めに応じ、事業実施計画書を交付申請書の提出より前に提出しなければならない。

(5) 事業の採点基準については、別添2に定めるものとする。

(6) 都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付等要綱並びに本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体等に指示を行い、当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させるものとする。

(7) 事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる重要な変更に限る。）については、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

(8) 都道府県知事は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続を実施する場合、必要な手続を別途定めることができる。

2 事業の着工等

(1) 事業実施主体は、交付決定後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第4号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工等を行うものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行う

ことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

- (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

第8 事業の実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、別記様式第5号により、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第6号に事業実施主体の事業実施状況の写しを添付の上、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業の評価及び推進指導

- 1 事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事へ報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。併せて、点検評価の結果や改善措置内容について、別記様式第6号により、同年度の9月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出を受けた内容について、関係部局で構成される検討会を開催し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうか等について、その評価を行うものとする。なお、検討会の開催に当たり、必要に応じ都道府県知事を通じて事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることがある。
- 3 地方農政局長等は、2の評価結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を畜産局長に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
なお、成果目標の変更手続は、第7の1の(7)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。
 - (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

5 都道府県知事及び地方農政局長等は、点検評価の結果後、成果目標が達成されていない状態が続いている場合は、当該事業実施主体が次年度以降同一の取組・地区において事業を計画する場合、厳格な審査を行うものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、交付等要綱第21により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業完了年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

(1) 取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 取組主体は、処分制限期間中は、本事業により整備した施設を発電に要する設備として活用し、FIT制度又はFIP制度を活用した売電を行わないこと。FIT制度又はFIP制度により売電する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部について国に返納すること。ただし、補助の目的を達成し、処分制限期間が終了した施設等については、この限りではない。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の施設等の貸付けを行う場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事業費に対する補助金

の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第15 他の施策との関連

事業実施主体は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第16 事務手続等

本事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、別添3のとおりとする。

別表1（第1関係）

補助対象経費	補助対象基準	補助率
(1) 温室効果ガス排出削減のための家畜排せつ物の管理方法の変更を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費	<p>1 施設等の整備又は補改修に当たっては、次の要件を全て満たすことを要するものとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物を原料として堆肥等を生産する施設とする。</p> <p>(2) 原料である家畜排せつ物の調達方法、生産された肥料の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</p> <p>2 整備又は補改修する施設等は次の通りとする。</p> <p>(1) 堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥発酵施設（密閉型堆肥化装置及び一体的に整備する脱臭装置を含む。）等）、液肥化処理施設（ばつ氣槽、貯留槽、スラリータンク等）</p> <p>(2) (1) の施設と一体的に整備する設備</p> <p>(3) (1) の施設と一体的に整備する機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る。））</p> <p>(4) (1) の施設の整備又は補改修に伴い、既存施設又は設備の撤去又は原状回復を行うことができるものとする。ただし、成果目標の達成のために必要な、最小限の範囲に限る。</p> <p>3 施設と一体的に整備する設備は、次の(1)から(3)までを全て満たすものとする。</p> <p>(1) 2で整備する施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>(2) 堆肥又は液肥の水分調整、発酵、調整、ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。</p> <p>(3) 施設に備え付けられた後は容易に物理的</p>	<p>1/2 以内</p> <p>堆肥化処理施設については、基準事業費を 500 m²未満は 71 千円／m²、500 m²以上は 67 千円／m²、特認事業費を 500 m³未満は 92 千円／m³、500 m³以上は 87 千円／m³とする。</p> <p>液肥化処理施設については、基準事業費を 1,000 m³未満は 55 千円／m³、1,000 m³以上は 26 千円／m³、特認事業費を 1,000 m³未満は 71 千円／m³、1,000 m³以上は 33 千円／m³とする。</p>

	<p>に分離できないか、又は、施設で行われる処理工程の在り方に本質的に関わるものであること。</p> <p>4　堆肥・液肥の肥料成分等について分析を行い、耕種農家等の堆肥需要者のニーズに合うものを生産すること。</p> <p>5　複数の畜産経営体から家畜排せつ物や堆肥を受け入れる堆肥化処理施設にあっては、畜産経営体での家畜伝染病発生に備え、都道府県との協議の上、マニュアルを整備する等、病原体拡散防止措置及びまん延防止対策に十分配慮すること。</p>	
(2) 附帯事務費	都道府県が事業の推進に必要な指導・監督、調査・検討を行うのに要する経費であって、その額は、対象となる事業に要する総事業費に1.0%を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については、以下のとおりとする。	1/2以内

(附帯事務費の使途基準)

区分	内容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 費用支弁（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職（パートタイム）」という。）に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
給 与	会計年度任用職員（日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員に対して地方公共団体が支払う時間外手当、宿直

	手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ただし、会計年度任用職員（パートタイム）にあっては、期末手当に限る
共 濟 費	賃金、給与及び報酬が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子貯料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

別添1（第5の1関係）

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業の成果目標の算出方法について

1. 適用条件

次の条件のすべてを満たす場合に適用することができる。

- 条件1：事業実施前の家畜排せつ物管理方法から、GHG排出量が少ない家畜排せつ物管理方法へと変更すること。また、事業実施前後で、家畜排せつ物の管理方法が日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定される管理区分に該当すること。
- 条件2：事業実施前後で家畜種を変更しないこと。
- 条件3：家畜は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定される牛（乳用牛又は肉用牛）、豚又は鶏（採卵鶏又はブロイラー）であること。

＜適用条件の説明（条件1）＞

日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定された家畜排せつ物の管理区分は下表の通り。

我が国の排せつ物処理方法の区分

（日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025年4月版、5-30頁・表5-35））

我が国の区分		排せつ物管理区分の概要	
排せつ物分離状況	排せつ物処理区分		
ふん尿分離処理	ふん	天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する。
		火力乾燥	火力により乾燥し、ふんの取扱性を改善する。
		炭化処理	無酸素あるいは酸素が不足した状況下で、高温で有機物を熱分解することにより炭化物を生産する。
		開放型強制発酵	スクープ式堆肥化施設など、開放型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。
		密閉型強制発酵	密閉縦型施設など、密閉型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。
		堆積発酵	堆肥盤、堆肥舎等に高さ1.5-2m程度で堆積し、時々切り返しながら数カ月かけて発酵させる。
		貯留 (1か月以内)	貯留槽（スラリーストア等）での貯留期間が1カ月以内で、その後、ほ場に散布するなどして農業

		利用する。
	貯留 (1カ月超)	貯留槽（スラリーストア等）での貯留期間が1カ月を超える、その後、ほ場に散布するなどして農業利用する。
	焼却	ふんの容積減少や廃棄、エネルギー利用（鶏ふんボイラー）のため行う。
	メタン発酵	スラリー状の家畜排せつ物を嫌気的条件下で発酵させる。発生したメタンガスはエネルギー利用する。
	公共下水道	浄化処理や曝気処理等を行わず、公共下水道へ放流する。排出量は廃棄物分野で計上。
	産業廃棄物処理	産業廃棄物として処理。
	放牧	採食のための植生を有する土地で家畜を飼養する。
	その他	上記以外の処理を行っている。
尿	開放型強制発酵 (曝気処理)	開放型施設で曝気処理を行っている。
	密閉型強制発酵 (曝気処理)	密閉型施設で曝気処理を行っている。
	浄化	活性汚泥など、好気性微生物によって、汚濁成分を分離する。
	貯留 (1カ月以内)	上記ふんの貯留（1カ月以内）と同じ。
	貯留 (1カ月超)	上記ふんの貯留（1カ月超）と同じ。
	メタン発酵	上記ふんのメタン発酵と同じ。
	公共下水道	上記ふんの公共下水道と同じ。
	産業廃棄物処理	上記ふんの産業廃棄物処理と同じ。
	その他	上記以外の処理を行っている。
	天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性を改善する。
ふん尿混合 処理	火力乾燥	上記火力乾燥と同じ。
	炭化処理	上記炭化処理と同じ。
	開放型強制発酵	上記ふんの開放型強制発酵と同じ。
	密閉型強制発酵	上記ふんの密閉型強制発酵と同じ。
	堆積発酵	上記堆積発酵と同じ。
	浄化	上記浄化と同じ。
	貯留	上記貯留（1カ月以内）と同じ。

	(1 カ月以内)	
貯留 (1 カ月超)	上記貯留 (1 カ月超) に同じ。	
メタン発酵	上記メタン発酵に同じ。	
公共下水道	上記公共下水道に同じ。	
産業廃棄物処理	上記産業廃棄物処理に同じ。	
放牧	上記放牧に同じ。	
その他	上記以外の処理を行っている。	

2. 温室効果ガス排出削減量の算定

(排出削減量 (tCO₂e/年)) = (事業実施前排出量 (tCO₂e/年)) - (事業実施後排出量 (tCO₂e/年))

3. 事業実施前の温室効果ガス排出量の算定

事業実施前の温室効果ガス排出量は、目標年度における家畜種の飼養頭数から排出される家畜排せつ物を事業実施前の管理方法で処理した場合に排出される量を算定する。

計算式は以下の通り。

(事業実施前排出量 (tCO₂e/年))

$$= (\text{事業実施前の CH}_4 \text{ 起源排出量 (tCO}_2\text{e/年)}) + (\text{事業実施前の N}_2\text{O 起源排出量 (tCO}_2\text{e/年})$$

(事業実施前の CH₄ 起源排出量 (tCO₂e/年))

$$= \sum_{n,k} \{ (\text{家畜種 } k \text{ の排せつ物管理区分 } n \text{ の CH}_4 \text{ 排出係数 } (\% : \text{kg-CH}_4/\text{kg-有機物})) \\ \times 1$$

× (事業実施前の排せつ物管理区分 n において、目標年度に飼養する家畜種 k の飼養頭数 (頭))

× (事業実施前の排せつ物管理区分 n において、目標年度に飼養する家畜種 k の 1 頭、1 日あたりの排せつ物量 (kg/頭/日)) × 3 / 10³

× (事業実施前の排せつ物管理区分 n において、目標年度に家畜種 k を飼養する平均日数 (日))

× (事業実施前の排せつ物管理区分 n において、目標年度に飼養する家畜種 k の排せつ物中に含まれる有機物含有率 (%)) × 4 }

× 28 (CH₄ の地球温暖化係数)

(事業実施前の N₂O 起源排出量 (tCO₂/年))

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{n,k} \{ (\text{家畜種 } k \text{ の排せつ物管理区分 } n \text{ の N20 排出係数 } (\% : \text{kg-N20-N/kg-N}) \times 2 \\
 &\quad \times (\text{事業実施前の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の飼養頭数 (頭)}) \\
 &\quad \times (\text{事業実施前の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の 1 頭、} \\
 &\quad 1 \text{ 日あたりの排せつ物中の窒素量 } (\text{g-N/頭/日}) \times 3 / 10^6 \\
 &\quad \times (\text{事業実施前の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に家畜種 } k \text{ を飼養する平均日数} \\
 &\quad (\text{日})) \} \\
 &\quad \times 44 / 28 \text{ (N20 中に含まれる窒素重量 } (t\text{-N20-N}) \text{ を N20 重量 } (t\text{-N20}) \text{ に変換するため} \\
 &\quad \text{の係数}) \\
 &\quad \times 265 \text{ (N20 の地球温暖化係数)}
 \end{aligned}$$

◎※ 1 ~※ 4 については後述の表の係数に従う。

4. 事業実施後の温室効果ガス排出量の算定

事業実施後の温室効果ガス排出量は、目標年度における家畜種の飼養頭羽規模から排出される家畜排せつ物を事業実施後の管理方法で処理した場合に排出される量を算定する。

計算式は以下の通り。

$$\begin{aligned}
 &(\text{事業実施後の CH4 起源排出量 } (t\text{CO2e/年})) \\
 &= \sum_{n,k} \{ (\text{家畜種 } k \text{ の排せつ物管理区分 } n \text{ の CH4 排出係数 } (\% : \text{kg-CH4/kg-有機物}) \times 1 \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の飼養頭} \\
 &\quad \text{数 (頭)}) \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の 1 頭、} \\
 &\quad 1 \text{ 日あたりの排せつ物量 } (\text{kg/頭/日}) \times 3 / 10^3 \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に家畜種 } k \text{ を飼養する平均日} \\
 &\quad \text{数 (日)}) \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の排せつ} \\
 &\quad \text{物中に含まれる有機物含有率 } (\%)) \times 4 \} \\
 &\quad \times 28 \text{ (CH4 の地球温暖化排出係数)}
 \end{aligned}$$

(事業実施後の N20 起源排出量 (tCO2/年))

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{n,k} \{ (\text{家畜種 } k \text{ の排せつ物管理区分 } n \text{ の N20 排出係数 } (\% : \text{kg-N20-N/kg-N}) \times 2 \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の飼養} \\
 &\quad \text{頭数 (頭)}) \\
 &\quad \times (\text{事業実施後の排せつ物管理区分 } n \text{ において、目標年度に飼養する家畜種 } k \text{ の 1 頭、} \\
 &\quad 1 \text{ 日あたりの排せつ物中の窒素量 } (\text{g-N/頭/日}) \times 3 / 10^6
 \end{aligned}$$

× (事業実施後の排せつ物区分 n において、目標年度に家畜種 k を飼養する平均日数
(日)) }

×44/28 (N2O 中に含まれる窒素重量 (t-N2O-N) を N2O 重量 (t-N2O) に変換するため
の係数)

×265 (N2O の地球温暖化係数)

◎※ 1 ~※ 4 については後述の表の係数に従う。

<※1>

牛、豚、採卵鶏、ブロイラーの排せつ物管理に伴う CH4 排出係数（% : kg-CH4/kg-有機物）

(日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (2025 年 4 月) 5-16 頁・表 5-16 及び 5-17 頁・表 5-18)

処理区分	CH4 排出係数				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
天日乾燥	0.20%	0.20%	0.20%	0.14%	
火力乾燥	0%				
炭化処理	-			0%	
開放型強制発酵 (ふん)	0.113%	0.109%	0.302%	0.261%	0.241%
開放型強制発酵 (尿)	0%	0%	0%	-	
開放型強制発酵 (ふん尿 混合)	0.113%	0.109%	0.302%	-	
密閉型強制発酵 (ふん)	0.08%	0.06%	0.08%	0.08%	
密閉型強制発酵 (尿)			0.151%	-	
密閉型強制発酵 (ふん尿 混合)			0.08%	-	
堆積発酵	3.8%	0.13%	0.16%	0.13%	0.02%
焼却	0.4%				
浄化	0.3%		0.91%	-	
貯留	2.34%	3.4%	9.2%	0.13%	0.02%
貯留 (1か月以内)		1.4%	3.8%		
貯留 (1か月超)		4.0%	10.6%		
メタン発酵 (ふん)	3.8%	0.13%	0.16%	0.13%	0.02%
メタン発酵 (尿・ふん尿 混合)	3.00%	3.5%	3.6%	-	
産業廃棄物処理	3.00%	3.4%	9.2%	0.13%	0.02%
放牧	0.076%		-	0.14%	
その他 (ふん)	3.8%	0.4%	0.4%	0.4%	
その他 (尿・ふん尿混 合)	3.8%	4.0%	10.6%	-	

(注) 採卵鶏・ブロイラーについては、ふんに近いふん尿混合状態であるため、ふんとして扱う。

<※2>

牛、豚、採卵鶏、ブロイラーの排せつ物管理に伴う N2O 排出係数 (g-N2O-N/g-N)

(日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (2025 年 4 月) 5-16 頁・表 5-17)

処理区分	N2O 排出係数				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
天日乾燥	2.0%			0.33%	
火力乾燥	2.0%				
炭化処理	-			0.021%	
開放型強制発酵 (ふん)	0.5%			0.5%	
開放型強制発酵 (尿)	1.0%			-	
開放型強制発酵 (ふん尿混合)	0.5%			-	
密閉型強制発酵 (ふん)	0.25%		0.16%	0.16%	
密閉型強制発酵 (尿)	0.6%			-	
密閉型強制発酵 (ふん尿混合)	0.25%		0.16%	-	
堆積発酵	2.4%	1.6%	2.5%	0.54%	0.08%
焼却	0.1%				
浄化	2.88%		2.87%	-	
貯留	0.02%	0 %	0.54%	0.08%	
貯留 (1か月以内)					
貯留 (1か月超)					
メタン発酵 (ふん)	2.4%	1.6%	2.5%	0.54%	0.08%
メタン発酵 (尿・ふん尿混合)	0.15%	0.15%		-	
産業廃棄物処理	0.02%	0 %		0.54%	0.08%
放牧	0.684%		-	0.33%	
その他 (ふん)	2.4%	2.0%	2.5%	2.0%	
その他 (尿・ふん尿混合)	2.88%	2.88%	2.87%	-	

(注) 採卵鶏・ブロイラーについては、ふんに近いふん尿混合状態であるため、ふんとして扱う。

<※3>

家畜種ごとの排せつ物量及び排せつ物中窒素量

(日本国温室効果ガスインベントリ報告書 (2025年4月) 5-18頁・表5-19、5-19頁・表5-20及び5-20頁・表5-21・22)

家畜種	排せつ物量 [kg/頭/日]	排せつ物中窒素量 [g-N/頭/日]	
		ふん	尿
乳用牛	搾乳牛 (3産以上)	48.6	17.0
	搾乳牛 (2産)	47.0	17.2
	搾乳牛 (初産)	43.0	18.8
	乾乳牛・未経産牛	28.2	15.3
	育成牛 (7-24カ月)	23.2	12.5
	育成牛 (3-6カ月)	15.9	5.1
肉用牛	繁殖雌牛 (2歳以上)	18.2	7.4
	繁殖雌牛 (7カ月-2歳未満)	14.2	6.8
	繁殖雌牛 (3カ月-6カ月)	5.7	3.4
	肥育牛・雄 (1歳以上)	9.4	7.9
	肥育牛・雄 (7カ月-1歳未満)	10.5	6.9
	肥育牛・雄 (3カ月-6カ月)	13.4	5.3
	肥育牛・雌 (1歳以上)	10.4	5.5
	肥育牛・雌 (7カ月-1歳未満)	6.9	4.0
	肥育牛・雌 (3カ月-6カ月)	4.5	2.7
	乳用種 (7カ月以上)	14.6	7.8
	乳用種 (3カ月-6カ月)	8.2	4.0
	交雑種 (7カ月以上)	14.4	7.7
	交雑種 (3カ月-6カ月)	9.7	4.2
豚	肥育豚	1.9	3.8
	繁殖豚	2.4	4.6
採卵鶏	成鶏	0.086	-
	雛	0.039	-
ブロイラー		0.082	-
		1.45	-

<※4>

家畜種ごとの排せつ物中の有機物含有率（湿ベース） (%)

（日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025年4月）5-20頁・表5-23）

家畜種	有機物含有率	
	ふん	尿
乳用牛	16%	0.5%
肉用牛	18%	2.0%
豚	20%	1.4%
採卵鶏	15%	-
ブロイラー	15%	-

成果目標算定様式

＜メタン排出量算定＞

(i) 目標年度における家畜種ごとの排せつ物中の有機物合計量

家畜種	排せつ物量 (kg/頭/日)		目標年度の 飼養頭数 (頭)	目標年度の 平均飼養日数 (日)	有機物含 有率 (ふん)	有機物含 有率 (尿)	年度当たり排せつ物中の有機物合計量 (t)		
	ふん	尿					ふん	尿	計
乳用牛	挽乳牛 (3頭以上)	48.6	17						
	挽乳牛 (2頭)	47	17.2						
	挽乳牛 (初産)	43	18.8						
	乾乳牛・未経産牛	28.2	15.3						
	育成牛 (7~24ヶ月)	23.2	12.5						
	育成牛 (3~6ヶ月)	15.9	5.1						
肉用牛	繁殖雄牛 (2歳以上)	18.2	7.4						
	繁殖雄牛 (7ヶ月~2歳未満)	14.2	6.8						
	繁殖雌牛 (3ヶ月~6ヶ月)	5.7	3.4						
	肥育牛・雄 (1歳以上)	9.4	7.9						
	肥育牛・雄 (7ヶ月~1歳未満)	10.5	6.9						
	肥育牛・雄 (3ヶ月~6ヶ月)	13.4	5.3						
	肥育牛・雌 (1歳以上)	10.4	5.5						
	肥育牛・雌 (7ヶ月~1歳未満)	6.9	4						
	肥育牛・雌 (3ヶ月~6ヶ月)	4.5	2.7						
	乳用種 (7ヶ月以上)	14.6	7.8						
	乳用種 (3ヶ月~6ヶ月)	8.2	4						
	交雑種 (7ヶ月以上)	14.4	7.7						
豚	交雑種 (3ヶ月~6ヶ月)	9.7	4.2						
	肥育豚	1.9	3.8						
採卵鶏	繁殖豚	2.4	4.6						
	成鶏	0.086	—						
プロイラー	雛	0.039	—						
	プロイラー	0.082	—				0.15	—	

(ii) 事業実施前の排せつ物管理に伴うCH4排出量

処理区分	CH4排出係数 (% : t-CH4/t 有機物)					CH4排出量 (t-CH4)				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー
天日乾燥	0.2	0.2	0.2	0.14	0.14					
火力乾燥	0	0	0	0	0					
炭化処理	—	—	—	0	0					
開放型強制発酵 (ふん)	0.113	0.109	0.302	0.261	0.241					
開放型強制発酵 (尿)	0	0	0	—	—					
開放型強制発酵 (ふん尿混合)	0.113	0.109	0.302	—	—					
密閉型強制発酵 (ふん)	0.08	0.06	0.08	0.08	0.08					
密閉型強制発酵 (尿)	0.08	0.06	0.151	—	—					
密閉型強制発酵 (ふん尿混合)	0.08	0.06	0.08	—	—					
堆積発酵	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02					
焼却	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4					
浄化	0.3	0.3	0.91	—	—					
貯留 (1ヶ月以内)	2.34	3.4	9.2	0.13	0.02					
貯留 (1ヶ月超)	2.34	1.4	3.8	0.13	0.02					
メタン発酵 (ふん)	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02					
メタン発酵 (尿・ふん尿混合)	3	3.5	3.6	—	—					
産業廃棄物処理	3	3.4	9.2	0.13	0.02					
放牧	0.076	0.076	—	0.14	0.14					
その他 (ふん)	3.8	0.4	0.4	0.4	0.4					
その他 (尿・ふん尿混合)	3.8	4	10.6	—	—					

①

(iii) 事業実施前後の排せつ物管理に伴うCH4排出量

処理区分	CH4排出係数 (% : t-CH4/t 有機物)					CH4排出量 (t-CH4)				
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー
天日乾燥	0.2	0.2	0.2	0.14	0.14					
火力乾燥	0	0	0	0	0					
炭化処理	—	—	—	0	0					
開放型強制発酵 (ふん)	0.113	0.109	0.302	0.261	0.241					
開放型強制発酵 (尿)	0	0	0	—	—					
開放型強制発酵 (ふん尿混合)	0.113	0.109	0.302	—	—					
密閉型強制発酵 (ふん)	0.08	0.06	0.08	0.08	0.08					
密閉型強制発酵 (尿)	0.08	0.06	0.151	—	—					
密閉型強制発酵 (ふん尿混合)	0.08	0.06	0.08	—	—					
堆積発酵	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02					
焼却	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4					
浄化	0.3	0.3	0.91	—	—					
貯留 (1ヶ月以内)	2.34	3.4	9.2	0.13	0.02					
貯留 (1ヶ月超)	2.34	1.4	3.8	0.13	0.02					
メタン発酵 (ふん)	3.8	0.13	0.16	0.13	0.02					
メタン発酵 (尿・ふん尿混合)	3	3.5	3.6	—	—					
産業廃棄物処理	3	3.4	9.2	0.13	0.02					
放牧	0.076	0.076	—	0.14	0.14					
その他 (ふん)	3.8	0.4	0.4	0.4	0.4					
その他 (尿・ふん尿混合)	3.8	4	10.6	—	—					

②

(iv) CH4削減量 (CO2換算)

事業実施前の排せつ物管理に伴うCH4排出量 (t) (①)	事業実施後の排せつ物管理に伴うCH4排出量 (t) (②)	CH4削減量 (t) (③)	CO2換算 (t) (③)

<一頭化二窒素排出量算定>

(i) 目標年度における家畜種ごとの排せつ物中窒素合計量

家畜種	排せつ物中窒素量 (g-N/頭/日)		目標年度の 飼養頭数 (頭)	目標年度の 平均飼養日数 (日)	家畜種ごとの1年あたり排出物中の窒素量 (t-N)		
	ふん	尿			ふん	尿	計
乳用牛	挽乳牛 (3頭以上)	196.9	97.1				
	挽乳牛 (2頭)	187.5	105.2				
	挽乳牛 (初産)	164	101.3				
	乾乳牛・未経産牛	84.4	100.4				
	育成牛 (7~24ヶ月)	58.5	71.1				
	育成牛 (3~6ヶ月)	24.9	44.2				
肉用牛	繁殖雌牛 (2歳以上)	61.9	74.9				
	繁殖雌牛 (7ヶ月~2歳未満)	56.2	70.6				
	繁殖雌牛 (3ヶ月~6ヶ月)	24.3	54.3				
	肥育牛・雄 (1歳以上)	67.3	81.2				
	肥育牛・雄 (7ヶ月~1歳未満)	56.6	70.8				
	肥育牛・雄 (3ヶ月~6ヶ月)	41.7	54				
	肥育牛・雄 (1歳以上)	43.5	53.8				
	肥育牛・雄 (7ヶ月~1歳未満)	29.6	37.9				
	肥育牛・雄 (3ヶ月~6ヶ月)	18.3	29.8				
	乳用種 (7ヶ月以上)	61.3	85				
	乳用種 (3ヶ月~6ヶ月)	31.8	61.4				
	交雑種 (7ヶ月以上)	60.2	82.6				
	交雑種 (3ヶ月~6ヶ月)	33.2	64.6				
豚	肥育豚	14.3	24.7				
	繁殖豚	19.7	29.9				
採卵鶏	成鶏	1.69	—				
	雛	1	—				
	プロイラー	1.45	—				

(ii) 事業実施前の排せつ物管理に伴うN20排出量

処理区分	N20排出係数 (% : t-N20-N/t -N)					N20排出量 (t-N20) (= (家畜種ごとの年度あたりの排せつ物中の窒素量) * (処理区分ごとN20排出係数) /100*44/28)					
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	計
天日乾燥	2	2	2	0.33	0.33						
火力乾燥	2	2	2	2	2						
凍化処理	—	—	—	0.021	0.021						
開放型強制発酵 (ふん)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5						
開放型強制発酵 (尿)	1	1	1	—	—						
開放型強制発酵 (ふん尿混合)	0.5	0.5	0.5	—	—						
密閉型強制発酵 (ふん)	0.25	0.25	0.16	0.16	0.16						
密閉型強制発酵 (尿)	0.6	0.6	0.6	—	—						
密閉型強制発酵 (ふん尿混合)	0.25	0.25	0.16	—	—						
堆積発酵	2.4	1.6	2.5	0.54	0.08						
焼却	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1						
処理	2.88	2.88	2.87	—	—						
貯留 (1か月以内)	0.02	0	0	0.54	0.08						
貯留 (1か月超)	0.02	0	0	0.54	0.08						
メタン発酵 (ふん)	2.4	1.6	2.5	0.54	0.08						
メタン発酵 (尿・ふん尿混合)	0.15	0.15	0.15	—	—						
産業廃棄物処理	0.02	0	0	0.54	0.08						
放牧	0.684	0.684	—	0.33	0.33						
その他 (ふん)	2.4	2	2.5	2	2						
その他 (尿・ふん尿混合)	2.88	2.88	2.87	—	—						

(4)

(iii) 事業実施後の排せつ物管理に伴うN20排出量

処理区分	N20排出係数 (% : t-N20-N/t -N)					N20排出量 (t-N20) (= (家畜種ごとの年度あたりの排せつ物中の窒素量) * (処理区分ごとN20排出係数) /100*44/28)					
	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	プロイラー	計
天日乾燥	2	2	2	0.33	0.33						
火力乾燥	2	2	2	2	2						
凍化処理	—	—	—	0.021	0.021						
開放型強制発酵 (ふん)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5						
開放型強制発酵 (尿)	1	1	1	—	—						
開放型強制発酵 (ふん尿混合)	0.5	0.5	0.5	—	—						
密閉型強制発酵 (ふん)	0.25	0.25	0.16	0.16	0.16						
密閉型強制発酵 (尿)	0.6	0.6	0.6	—	—						
密閉型強制発酵 (ふん尿混合)	0.25	0.25	0.16	—	—						
堆積発酵	2.4	1.6	2.5	0.54	0.08						
焼却	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1						
処理	2.88	2.88	2.87	—	—						
貯留 (1か月以内)	0.02	0	0	0.54	0.08						
貯留 (1か月超)	0.02	0	0	0.54	0.08						
メタン発酵 (ふん)	2.4	1.6	2.5	0.54	0.08						
メタン発酵 (尿・ふん尿混合)	0.15	0.15	0.15	—	—						
産業廃棄物処理	0.02	0	0	0.54	0.08						
放牧	0.684	0.684	—	0.33	0.33						
その他 (ふん)	2.4	2	2.5	2	2						
その他 (尿・ふん尿混合)	2.88	2.88	2.87	—	—						

(5)

(iv) N20削減量 (CO2換算)

事業実施前の排出物管理に伴うN20排出量 (t) (4)	事業実施後の排出物管理に伴うN20排出量 (t) (5)	N20削減量 (t) (6)	CO2換算 (t) (6)

<CO2削減量累計・削減割合>

CO2削減量 (t-CO2) (③+⑥)	CO2削減割合 (%) ((③+⑥) / (①×28+④ ×265) *100)

別添2（第7の1関係）

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業に係る採点基準

- 1 都道府県は、事業実施主体が作成した事業実施計画について精査し、別表1の補助対象基準に定める要件を満たしていることを確認するとともに、I及びIIの採点基準に基づき審査・採点を行い、適當であると認められる事業実施計画を取りまとめ、地方農政局等の求めに応じ提出するものとする。
- 2 地方農政局等は、都道府県から提出された事業実施計画について、必要に応じて都道府県に対してヒアリング等を行うものとする。
- 3 畜産局長は、都道府県から提出された事業実施計画について、ポイントが上位の事業実施計画から順に採択するものとする。ただし、事業実施期間が複数年の事業の2年目以降の事業に係る事業実施計画が含まれる場合には、まず、これらの事業実施計画を採択優先順位の上位に位置付けた上で、その他の事業実施計画の採択優先順位を定めるものとする。なお、同ポイントの事業実施計画が複数あった場合は、補助金額が低いものを上位として順位を定める。
- 4 畜産局長は、事業実施計画の内容について指摘等がある場合は、事業実施主体に対し、指摘等を反映させた事業実施計画等を提出させることができることとする。なお、この場合にあっても、当初の採点を変更することは行わないものとする。
- 5 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合においては、採択しないものとする。
 - (1) 過去3ヶ年に適化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消しを受けたことがある事業実施主体である場合。
 - (2) 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適切に行われ、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画になっていない場合。
 - (3) Iの各評価項目について、「全く認められない：0点」と判断される項目が存在する場合。
 - (4) 地域住民等に対する事業説明が適切に実施されていないなど、事業が円滑に実施されることが見込まれない場合。

I. 採点基準（共通）

採点基準	評価項目	評価の方法	配分基準	配点
1 有効性	(1) 課題設定	地域における地球温暖化や気候変動の影響や畜産分野におけるGHG削減の取組の程度等の実態についての現状分析に基づいて課題が正確に設定されているか。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

	(2) 目標の妥当性	現状分析と目指すべき将来像を比較し、適切な事業規模となっているか(地域の構成員や実態に照らして、実現が見込めない過大な目標や、局所的・一時的で過小な目標になっていないか)。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
2 実現性	(1) 計画の実現可能性	計画の実現可能性について、設定された課題を解決するため、各地域の実態を踏まえた固有の対応策として具体的かつ有効な方策であるか。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 協議会の組織体制	各構成員の役割や相互の連携について明確であり、事業遂行のために効果的な実施体制となっているか。また、事業遂行に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
3 効率性	(1) 予算計画の妥当性	協議会の活動規模、施設整備の規模、機能、利用方法が、事業実施計画で実施することとしている取組に照らして適切であるか。不必要的活動内容や機能を有する施設整備の内容となっていないか。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) スケジュールの妥当性	目標達成のための妥当なスケジュールであるか。また、事業目的の達成のために必要な取組を過不足なく取り上げているか。その関係及び順序は適切か。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
4 公益性	(1) 地域の政策課題との整合性	事業実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく都道府県計画や、地域の環境基準等と整合しているか。	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点
	(2) 地域への波及	協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよ	十分認められる おおむね認められる 一部認められる 全く認められない	5点 3点 1点 0点

		うな体制にあるか。		
--	--	-----------	--	--

II 採点基準

1 成果目標に係る基準

評価の方法	配点
取組主体における家畜排せつ物の管理方法の変更によるG H G排出量の20%以上の低減。	最大 10 点
20%以上・・・・・・・・ 2 点	
35%以上・・・・・・・・ 4 点	
50%以上・・・・・・・・ 6 点	
65%以上・・・・・・・・ 8 点	
80%以上・・・・・・・・ 10 点	

2 加算事項

(1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づく計画の認定等に応じて、最大10点を加算することとする。

(実施計画の認定) 5点

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合。

- ・ 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・ 基盤確立事業実施計画

(特定区域の設定) 5点

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合。

(2) 農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）（以下「先導計画」という。）に位置付けられた取組である場合、5点を加算することとする。

(3) 本事業の実施に供するほ場が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画のうち将来像が明確化された地域計画（※）において農業を担う者が位置付けられているほ場である場合又は事業実施主体もしくは事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が地域計画の内将来像が明確化された地域計画に位置付けられた者である場合、5点を加算することとする。

※地域計画のうち、以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの。

(1) 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

イ 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業
事業実施計画書

事業実施年度（目標年度） 年度（年度）

事業実施主体名：

代表者名：

取組主体名：

別記様式第1号（第7の1関係）

第1 経費の配分及び負担区分

事業概要	事業費（円） (A+B+C)	負担区分			備考
		国庫補助金（円） (A)	事業実施主体（円） (B)	その他（円） (C)	
温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物管理方法変更のための施設整備等					
合計					

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

(チェック欄)

- 免税事業者
- 簡易課税制度の運用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入の割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

事業完了予定 年 月 日

別記様式第1号（第7の1関係）

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

《現状（直近数年間の状況変化）》

《目的（将来（○年後）目指す姿）》

2 事業の成果目標

取組主体	成果目標の内容	・家畜排せつ物の管理方法変更による温室効果ガス排出量の○○%以上の削減		
	成果目標の具体的な数値	現状値 (□年度)	目標値 (□年度)	低減率 (%)

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

複数の取組を実施する場合は、成果目標の内容や現状値、目標年度等を記載する欄を、適宜追加して記載すること。

3 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の登録又は届出状況（見込み）等

肥料の種類	肥料の名称	国内資源の主な種類	登録・届出年月	成分等（%）				水分（%）
				N	P	K	現物・乾物	

注：自ら生産する堆肥を他者へ販売又は譲渡している又は他者へ販売又は譲渡する見込みの場合は記載すること。

別記様式第1号（第7の1関係）

第3 協議会の組織体制と役割

1 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
畜産農家	
農協	
都道府県	
市町村	
その他 ○○	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2：畜産を営む者以外の2者以上の関係者から構成される協議会であること。

注3：施設整備に取り組む場合にあっては、取組主体となる者の右側に（ ）書きにより取組主体と記載すること。

2 取組主体

＜畜産農家が取組主体となる場合＞

取組主体名	
経営形態	
飼養方式	
家畜排せつ物発生量（年間）	
家畜排せつ物の管理方法（現状）	
その他	

注：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

別記様式第1号（第7の1関係）

＜畜産農家以外が取組主体となる場合＞

取組主体名				
経営形態、業種				
協議会内の 畜産農家構成員	経営形態	家畜排せつ物発生量 (年間)	家畜排せつ物の管理方法 (現状)	その他

注1：機械導入又は施設整備に取り組む場合に記載すること。

注2：任意様式で別途提出可

3 計画のスケジュールと構成員の取組

番号	目的達成のための取組（概要）	計画における構成員の連携・役割分担
1	《取組の内容・時期》	
2	《取組の内容・時期》	

別記様式第1号（第7の1関係）

4 施設等の整備に係る経費等

(1) 施設等の整備の種類・内容

No	施設等の種類・内容	施設規模	整備する施設等の予定地（住所）
1			
2			
3			

(2) 施設等の整備に係る経費等

＜購入の場合＞

No	施設等の種類	しゅん 功予定 時期	取組 主体	事業費 (円)	負担区分			補助率	補助残融資担保	
					国費補 助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)		有無	金融機関名、融資資金 名、融資予定金額、償 還年数等
1										
2										
消費税相当額										
合計										

別記様式第1号（第7の1関係）

＜リースの場合＞

No	導入する施設・機械	しゅん功・導入予定時期	取組主体	事業費 (円)	リース物件 本体価格 (円) ①	負担区分			補助率	リース事業者 名等
						国庫補助金 (円) ①×1/2	自己資金 (円)	その他 (円)		
1										
2										
消費税相当額										
合計										

第4 協議会の組織体制と役割

(1) 地域における政策課題との整合性

《事業実施計画と家畜排せつ物法に基づく都道府県計画の整合性等について記載》

(2) 地域への波及効果

《協議会の取組の効果を地域に波及するための方法・計画等について記載》

第5 年度別事業計画表

事業名	全体計画	事業実施期間		総事業費 (円)	○年度 (1年目)		○年度 (2年目)	
		開始年度	完了年度		うち国庫補助金 (円)	事業内容	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)

注1：本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。

2：事業内容は、各年度における施設整備内容等を記入すること。

3：3年以上計画する場合は、適宜追加して記入すること。

4：総事業費の国庫補助金の額、2年目以降の国庫補助金の額は、見込み額を記入すること。

別記様式第1号（第7の1関係）

第6 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	

第7 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- (2) 取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- (3) 取組主体等が要領で規定する集団及び団体の場合、規約又は共同利用契約書（写し）
- (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（写し）
- (5) 概略図（事業内容、構成員、役割分担、家畜排せつ物の処理・流通方法等）
- (6) 別表2の細目を活用した事業費積算
- (7) 事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- (8) 申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- (9) 申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- (10) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- (11) 既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- (12) 申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- (13) リースで施設・機械導入を実施する場合は、交付申請時にリース計画書・個票（別記様式第2号）
- (14) その他必要な書類

【記載する上での留意事項】

- ・実績報告の際、事業実施計画書を事業実績報告書とし、交付申請書に添付した記載内容と金額や値などが異なる場合、交付申請時の記載を上段に括弧書きし、下段に実績を記載する二段書きとすること。

別記様式第2号（第7の1関係）
(リース導入による施設又は機械の導入の場合)

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業のリース計画書

年　月　日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

【リース事業者】

※ 導入する施設又は機械
によってリース事業者が
異なる場合はリース業者
毎に作成してください。

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業のリース計画書を作成したので提出します。

記

- 事業実施計画に基づいて、次の取組を行います。
- 事業実施計画に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業を中止した場合には、支払を受けた者が都道府県知事に補助金を返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- リース料補助額 _____ 円
- 取組の内容
別添個票のとおり。

リース計画書

(No.○)

リース導入による施設・機械の導入の取組

対象施設・機械	施設・機種名			数量
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・ 取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日（※1）		～	(年)
	リース借受日から○年間（※2）			
リース物件価格（税抜き）	[1]			
	うちオプション分（税抜き）			
リース期間終了後の残価設定				
リース料補助額				
リース諸費用（金利・保険料・消費税）				
	うち税相当分			
取組主体負担リース料（税込み）				
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース料補助額は次の算出の通り。

$$\text{リース料補助額} = \text{リース物件価格（税抜）} [1] \times 1/2$$

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）

② リース契約書

別記様式第2号（第7の1関係）

③ その他都道府県知事が必要と認める資料

都道府県事業実施計画総括表

1 事業の計画（又は実績）

（1）経費配分及び負担区分等

番号	事業実施主体	取組主体（※）	事業名	事業の概要（施設等の規模、能力等）	事業費（円） (A+B+C)	補助事業に要する経費（又は要した経費）（円） (A+B)	補助率	負担区分			備考（1）	完了予定期日（又は完了）	事業の成果目標			実施計画の認定の有無	特定区域の設定の有無	先導計画の認定の有無	地域計画の位置づけの有無	都道府県の採点結果	備考（2）
								国庫補助金（円） (A)	都道府県費（円） (B)	その他（円） (C)			内容	現状値	目標値						
事業費計																					
附帯事務費																					
合計																					

（注）1 補助率が複数ある場合は補助率ごとに区分して記入すること。

2 備考（1）の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税

別記様式第3号（第7の1関係）

- 額○○○円 うち国費○○○円」)を記入すること。
- 3 各事業実施主体に対応する事業実施計画書（別記様式第1号）を添付すること。
 - 4 整備した施設等の貸付けをする場合には、(※)内に借受者を記載すること。
 - 5 「都道府県の採点」欄の内訳が分かる資料を添付すること。
 - 6 実施計画の認定

取組主体が、みどり法に基づく以下の計画の認定を受けている場合、「有」と記載すること。

 - ・環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画
 - ・基盤確立事業実施計画
 - 7 特定区域の設定

事業実施地域が、みどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合、「有」と記載すること。
 - 8 先導計画に位置付けられた取り組みである場合、「有」と記載すること。
 - 9 事業の実施に供する場が将来像が明確化された地域計画に位置付けられている場合又は事業実施主体もしくは中心的な取組主体が将来像が明確化された地域計画に位置付けられた者である場合、「有」と記載すること。
 - 10 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記入すること。
 - 11 実績報告の際は、備考（2）の欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

（2）附帯事務費

事業内容	事業費 (円)	負担区分			備考
		国庫補助金 (円)	都道府県費 (円)	その他 (円)	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、附帯事務費の使途基準により記載すること。

別記様式第3号（第7の1関係）

2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、「事業内容」欄の経費ごとに記載する。

年月日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業の交付決定前着手届

国内肥料資源利用拡大対策事業事業実施要領（令和○年○月○日付け7畜産第○号農林水産省畜産局長、7畜産第○号農林水産省畜産局長通知）別紙3の第7の2に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、不可抗力を含むあらゆる事由によって損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとすること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

事業内容	事業費 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業実施状況報告書
(〇〇年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け7畜産第〇号農林水産省農産局長、7畜産第〇号農林水産省畜産局長通知）別紙3の第8の1に基づき、別添のとおり報告します。

(注) 1 第8の1に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第8の1」を「第9の1」に置き換え、別添1の実施状況（評価）報告書を添付すること。

実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第8の1」を「第8の1及び第9の1」に置き換え、別添1の実施状況（評価）報告書を添付すること。

1 事業実績総括表

事業概要	事業費 (円) (A+B+C)	国庫補助金 (円) (A)	事業実施主体 (円) (B)	その他 (円) (C)	しゅん功又は 完了年月日	備考
温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物管理方法変更のための施設整備等						
合計						

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注2:国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

別記様式第5号別添

2 事業の成果

事業内容	取組主体	事業成果

注：内容には、取り組んだ事業毎の実績を記載し、事業成果には、自己評価を記載する。

3 成果目標の達成状況

取組主体	成果目標の内容	取組前 (令和〇年 度)	事業 完了年度 (令和□年 度)	翌年度 (令和△年 度)	目標年度 (令和◇年 度)	目標値	低減率 (当該年度)	備考

注：取組主体毎に作成すること。取組主体が複数の場合は適宜行を追加すること。

複数の取組を実施した場合は、成果目標の達成状況を記載する欄を、適宜追加して記載すること。

4 当該年度の取組の総合評価（成果目標の達成状況や、導入した施設の稼働状況を踏まえ、記載すること。）

5 今後の課題と翌年度計画への反映状況（目標年度の翌年度の成果報告書には記載不要）

6 事業評価報告（目標年度の翌年度に評価報告するときのみ記載）

（1）成果目標の達成状況

（2）事業実施後の課題

注：成果目標の達成や施設等の効率的な運営を図る上で課題となっている点があれば記載すること。

（3）改善方策（改善の必要がある場合に記載）

注：成果目標の達成や施設の効率的な運営を図る上で改善の必要がある場合に記載すること。

(4) 目標年度における本事業の効果

注1： 成果目標の達成等により、どのような具体的な効果があったのか、また成果目標以外に事業の効果が見られた場合はどのような効果があったのか記載すること。

注2： 各効果の値とその根拠資料も添付すること。

番号
年月日

○○農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事
氏名

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業実施状況報告書
(○○年度)

国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和○年○月○日付け7畜産第○号農林水産省畜産局長、7畜産第○号農林水産省畜産局長通知）別紙3の第8の1に基づき、別添のとおり報告します。

- (注) 1 第8の1に基づく事業評価の報告を行う場合にあっては、実施状況報告書を評価報告書に、本文中「第8の1」を「第9の1」に置き換えること。
実施状況と評価報告を同時に行う場合にあっては、実施状況及び評価報告書に、本文中「第8の1」を「第8の1及び第9の1」に置き換えること。
- 2 別添として都道府県事業成果報告書（評価報告書）を添付すること。

都道府県事業成果報告書（評価報告書）

事業実施主体	事業名	事業の概要（施設等の規模、能力等）	取組主体	成果目標	事業実施状況					事業費（円）	負担区分			事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考
					取組前（令和〇年度）	事業完了年度（令和〇年度）	翌年度（令和〇年度）	【目標年度】（令和〇年度）	目標値		国庫補助金（円）	都道府県費（円）	その他（円）	完了年月日	総合評価	課題と翌年度への反映状況

都道府県平均達成率（%）		都道府県総合所見	
--------------	--	----------	--

- (注) 1 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書又は評価報告書を添付すること。
- 2 達成率は、報告年度における値を記入すること。（達成率：（当該年度の成果目標数値－計画時の現状値）／（計画時の成果目標数値－計画時の現状値））
- 3 「事業実施主体の評価」欄及び「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所感を記入すること。
- 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値とする。

別添3（第16関係）

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業（以下「施設等導入支援事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ理事会の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量及び事業費の区分を、事業内容に補助対象とならない内容がある場合は、補助対象範囲の区分を、それぞれ実施設計書において明確にするものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合においては、指名競争入札等を行わず、単一の施工業者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄附金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、農業協同組合（以下「農協」という。）、農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）又は土地改良区にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同

じ。) その他農業者の組織する団体等にあっては、関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄附金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

4 その他関係法規に基づく許認可

施設等導入支援事業に係る事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

5 事業の着手

事業実施主体は、施設等導入支援事業に着手するときは、速やかにその旨を別記様式第7号により、都道府県知事に届け出るものとする。

6 事業の施行

（1）施行方法

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとする。

ア 直営施工

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な

指導を行うものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、あらかじめ、別記様式第8号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第8号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあっては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別記様式第8号により、都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等である場合であって、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又はPFI事業であって事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合
- b 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ)工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協、農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）との間で、施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとし、都道府県は、事業実施主体に対し、適正な契約手続を確保する上で必要な指導を行うものとする。

(ア)代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式第9号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ)代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、あらかじめ、別記様式第8号により、その理由、選定方法等を都道府県知事に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとす

る。

なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式第 7 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a 又は b に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 一般競争入札に付して入札者がいない場合
- b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(ウ)建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ)施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は施工業者選定後、速やかにその結果を別記様式第 7 号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

(オ)支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者との間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とする

ことの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ)工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ)工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に不合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク)精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

(2)契約の適正化

施設等導入支援事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

ア 入札の公告

一般競争入札については、公告期間は10日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業における利益等排除について

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は

関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、それぞれ、当該（ア）から（ウ）までに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（イ）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象額とする。

ただし、補助金の交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、補助金の交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ　社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

（3）談合等不正行為の防止

ア　事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、施設等導入支援事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正

行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 施設等導入支援事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、都道府県知事は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、施設等導入支援事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知）に基づき（地方公共団体にあっては準じて）、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、施設等導入支援事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

（1）補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

（2）分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有する

ものはもとより、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

- (3) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (4) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第10号により、都道府県知事に届け出るものとする。

都道府県知事は、必要に応じ施設等導入支援事業に係る事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、補助対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第3 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する議会（総会）の議事録及び代行施行の選択（別記様式第9

号)

- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分(負) 担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(直営の場合)

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負の場合)

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算

1 補助対象事業費の内容

工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、実施設計費及び工事雑費

2 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行

方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、補助対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

（1）工事費

ア 積算の方法

工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費

（ア）支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

（イ）支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

（ウ）事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であって、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

（ア）諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等、直営施行においては公社が必要とする、別表5に掲げる現場管理費及び別表6に

掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直當施行における公社の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

才 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、補助対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表7に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

なお、公社一般管理費については、公社が都道府県知事と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

- ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。
- イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第5 施設等導入支援事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、施設等導入支援事業により補助金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は原則として、別紙3の第3に定める取組主体の範囲とする。

この場合において事業実施主体は、管理の委託を受ける者との間で、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項において協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に施設の管理を委託する場合、別紙3の第3に定める取組主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができる。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため交付等要綱別記様式第10号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めるものとする。特に、補助金を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項

- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立てに関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(2) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式第 11 号により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第 11 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。この場合、地方農政局長等は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第12号により、都道府県知事に届け出るものとする。

(2) 都道府県知事は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、別記様式第12号により、地方農政局長等に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

都道府県が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合も同様とする。

5 移管手続

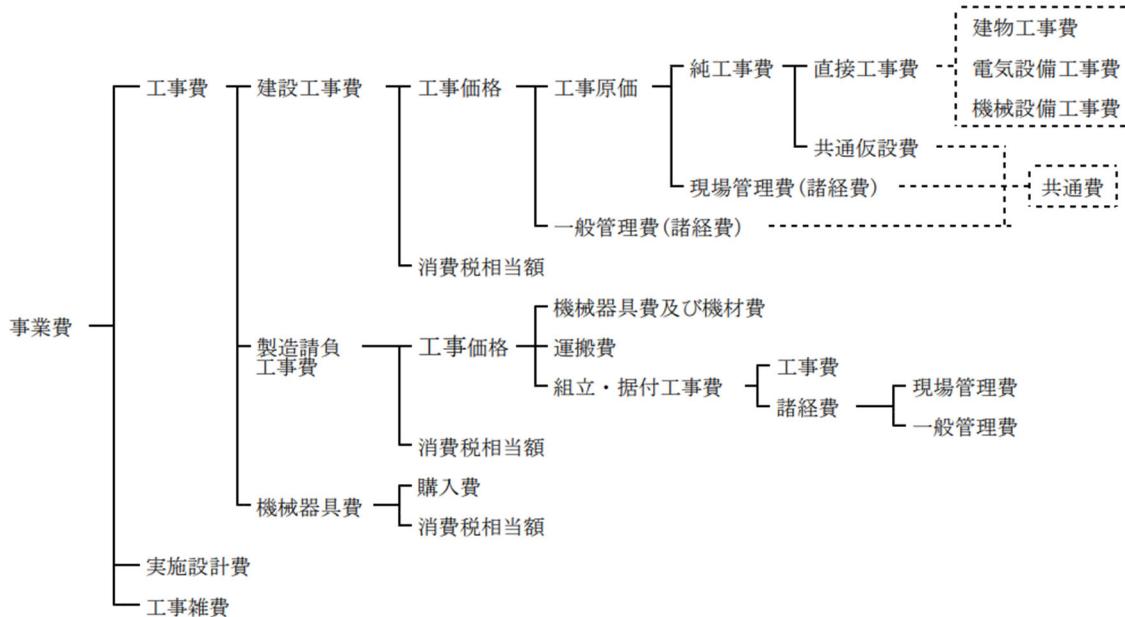
(1) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式第13号により、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し別記様式第13号により、地方農政局長等に報告するものとする。

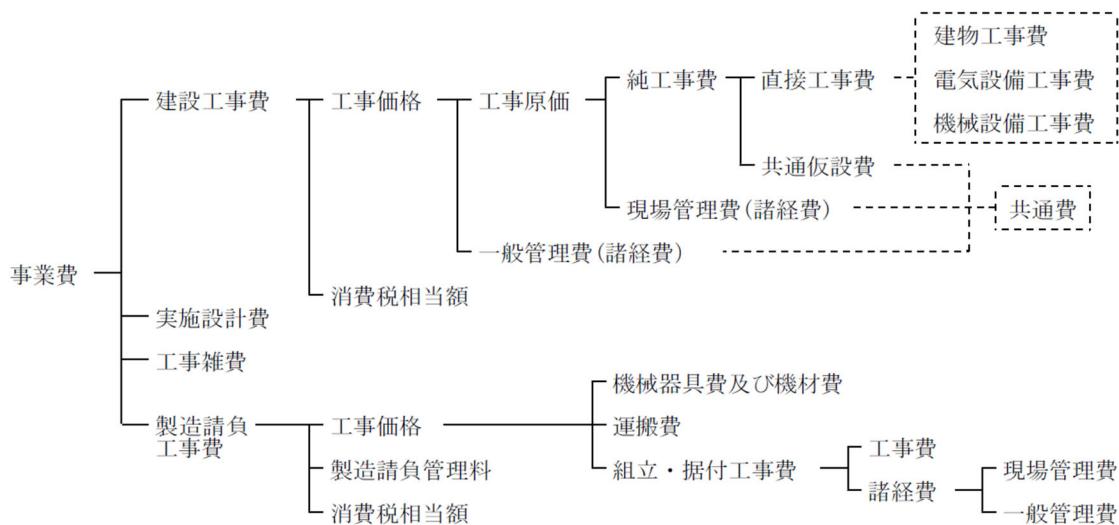
別表3 (別添3 第4の2関係)

家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業の事業費構成の標準

1 請負施行の場合



2 代行施行の場合



別表4 (別添3 第4の3関係)

共通仮設費

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表5 (別添3 第4の3関係)

現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表6 (別添3 第4の3関係)

一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄附金	社会福祉団体等に対する寄附
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表7 (別添3 第4の3関係)

工事雑費

区分	内容
報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費(事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。)
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委託費	測量、設計、登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用量及び 賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別記様式第7号（別添3 第1の5関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業における入札結果報告・着工届

のことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等名 又は工事等の契約名		
施工方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
入札執行回数	回	
落札業者名（契約業者名）		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
建築場所		

工事開始日	年　月　日
完了予定年月日	年　月　日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年　月　日付け○○第○○○号　交付決定通知

- (注) 1 「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
- 9 社会保険への加入の確認をした場合、誓約書を添付すること。
- 10 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

(参考様式①)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(参考様式②)

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申告が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事における当社の役割について

(参考様式③)

誓約書

(発注者名) 殿

工事名 :

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をすべての次数において下請負人としないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

別記様式第8号（別添3 第1の6関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理
施設構造転換支援事業の施行方法等について

○○年○○月○○日付け○○第○○○○号で交付決定のあったこの事業について、施行
方法等を下記のとおり報告します。

記

対象施設等名 又は工事等名	
施工方法	<input type="checkbox"/> 請負施行 <input type="checkbox"/> 代行施行
契約方式	<input type="checkbox"/> 指名競争入札による契約 <input type="checkbox"/> 隨意契約 (入札又は契約予定年月日 年 月 日)
上記の契約方式を 選択した理由	(一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約 又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。)
指名競争入札における 指名基準	(指名基準、指名方法等について記載する。)

(施工方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。)

別記様式第9号（別添3 第1の6関係）

代行施行によることの理由の確認表

事業名：○○年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業

事業内容（施設名）：

業務内容		検討内容
1 代行施行管理 （建設工事）	(1)実施設計書の作成又は検討	（※製造請負工事と一体的に代行施行を選択する場合は、代行者が実施することとなるので、理由は不要。）
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
	(5)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、施設等工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。
2 製造請負管理 （製造請負工事）	(1)基本計画、仕様の作成	施設等の基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に施設等業者等を選定できない理由
	(3)業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4)実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	事業実施主体が、施設等工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別記様式第10号（別添3 第2の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

○○年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理
施設構造転換支援事業のしゅん功届

○○年○○月○○日付け○○第○○○号で交付決定のあったこの事業について、下記
のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日 ○○法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

別記様式第11号（別添3 第5の3関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕
(又は都道府県知事 殿)

都道府県知事
〔又は
所在 地
団 体 名
代表者氏名〕

○○年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

○○年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風○○号）により被災したので、報告いたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 事業実施主体名（取組主体名）
- (2) 施設等の所在地
- (3) 施設等の構造、規格、規模等
- (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
- (5) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因

年 月 日台風第○○号による強風
(○○気象台調べ ○時○分 m/s (瞬間風速))

- (2) 被災の程度

○○m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあっては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

〔添付資料〕

- 1 事業実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等が必要と認める書類

別記様式第12号（別添3 第5の4関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕
(又は 都道府県知事 殿)

都道府県知事
〔 又は
所在 地
団 体 名
代表者氏名 〕

○○年度国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

○○年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 事業実施主体名（取組主体名）
 - (2) 施設等の所在地
 - (3) 施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日
- 3 増築等の概要（例）
 - (1) 増築等
 - 増築 鉄骨スレート葺 ○○m² 事業費 ○○○ 千円
 - 増設 ○○ライン ○○箱／日処理 事業費 ○○○ 千円
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

別記様式第13号（別添3 第5の5関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
(又は 都道府県知事 殿)〕

都道府県知事
〔又は
所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名〕

○○年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業で取得又は効用の増加した施設等の事業実施主体の合併に伴う取得財産の移管について

○○市○○○農業協同組合と○○市○○○農業協同組合は、農業協同組合法第65条、第66条により○○年○○月○○日合併設立を行い、○○農業協同組合となり、農業協同組合法第68条により、○○年度において国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業により取得した財産の権利義務を○○農業協同組合が継承したので、下記のとおり報告いたします。

なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、○○農業協同組合が遵守いたします。

記

1 概 要

事 業 名	事 業 実 施 の 概 要						合 併 後 の 事 業 実施主体名
	事業実施 主体名	取組 主体名	事業内容	事業費	補助金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置